ZENKYO広島

２０２５年１２月３日＜速報版＞
発行人：　全広島教職員組合(全教広島)
〒732-0052　広島市東区光町 2-9-24
TEL(082)264-7850　FAX(082)261-1912

２０２５年度 全教広島　確定県教委・当局交渉

始めの挨拶に立つ船石委員長（写真中央）

２０２５県教委・当局確定交渉（最終）は１１月２７日（木）に行われ、全教広島からは執行部を中心に１２名が、県教委からは糸崎管理部長らが出席しました。県教委・当局に対して「賃金・労働条件改善」「勤務時間の適正管理」「いのちと健康守る諸施策の実施」「県教委施策の見直し」「教育に穴が空く事態の解消」などについて切実な要求を行い、その実現を求めました。全教広島は今回の成果を広く知らせるとともに、今後の課題解決にむけての取り組みを引き続きすすめていきます。

月例給大幅引き上げ！も物価高騰には追いつかず…

ボーナスは0．05月アップで4．65月へ　通勤手当の駐車場利用限度額５，０００円に

給特法改定にともなう義務特手当削減を原資とした担任加算に反対

■「県人事委員会勧告」通りに実施の予定

民間給与との**較差 11,543 円（2.97%）を解消するため給料月額の引き上げ、及び一時金は**民間の支給割合に見合うよう**年間支給月数を 0.05 月分引き上げ（4.60 月→4.65 月）。引き上げ分は期末手当と勤勉手当均等に配分。**昨年に引き続き高水準の俸給表の改定で、全ての号給で月 1 万円以上の賃上げとなっていますが、最近の物価高騰には追いついてはいません。**再任用職員は、月例給 9,700 円増と 1 万円を割っており、一時金 0.05 月改善で 2.40 月→2.45 月へ（期末・勤勉手当均等）と低いままです**（４面の表①)。また、今年度から開始された「地域手当の大くくり化」により、府中町は来年度４月にも地域手当が１％引き下げられ、5.5%になります（府中町以外は 0.2%マイナスで 4%)。配偶者に係る扶養手当も 3,000 円から 0 円になるなど、給与表改定の効果が相殺される層が一定数いることは課題です。(4 面の表②③)

■義務特手当削減を原資とした担任加算に反対

県教委は、給特法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当（義務特手当）を一律で従来の約２／３に引き下げ、それを原資として学級担任（特支を除く）に 3000 円加算する見直しを実施します。全教広島は 10 月 16 日の改定給特法に関わる交渉、11 月 10 日の一次交渉、そして最終交渉でも、「教職員の同僚性に分断を持ち込むもの」として反対を主張し続けてきました。

■担任の負担軽減策こそ県教委の仕事

最終交渉では、全教広島交渉団は、「担任加算」をどうしても実施するのであれば、担任の負担が大きいということを認識しているのだから、担任の負担を軽減する施策を示すことこそが県教委のすべきことだと主張し、具体策の提示を県教委に迫りました。

県教委は「『働き方改革』を進めていかなければならない」としながらも、具体策を提示することはできませんでした。交渉団は、改めて「担任加算」への反対の意思を示しつつ、課題意識をもって担任をはじめとした教職員の負担軽減策を検討するよう要求しました。

■６５歳定年まで元気で働き続けられる条件整備を

定年延長者及び再任用教職員が、学校現場ではそれまでと同様の仕事に従事しながら、給料が７割、６割に抑えられていることは、大きな課題です。交渉団は、６５歳定年まで、働きがいをもって、元気で働き続けられる条件整備をすすめるよう、県教委に重ねて要求しました。

最終交渉に臨む全教広島交渉団

通勤手当・駐車場料金の改善

通勤手当については、新たな距離区分を創設し、自動車及び自転車等（以下、自動車等）の使用者に係る手当額を人事院か示した改定額を上回る額で引き上げられます。自動車等の駐車場の利用に対する手当については、１か月当たりの支給の限度額を 5,000 円に引き上げるとともに、支給額を１か月当たりの駐車料金の額の２分の１に相当する額とする取扱いを廃止。また、自動車等の使用距離の認定に関わる事務処理が簡素化されます。

パワハラ防止に向けた具体策を

県教委は、今年４月に教育長名で「安全・安心な学校づくりに向けたメッセージ」(以下、「メッセージ」）を発出し、ホームページにも掲載しています。しかし、県教委のトップ画面から「メッセージ」へは簡単にはたどり着けません。そこで今交渉で「安全・安心な学校づくり推進のページを作成し、分かりやすく掲載したい」としました。１月の中旬を目途に、トップ画面に「メッセージ」に飛べるバナーをつくるとしています。しかし、いくら「メッセージ」を発しても、パワハラを生まない職場環境づくりがなければ、パワハラはなくなりません。交渉では、教職員を増やすなど、ゆとりのある職場づくりのための具体策を求めました。

スクール・サポート・スタッフの追加配置

県教委は、「スクール・サポート・スタッフ」について、「今年度の１２月以降に追加配置による負担軽減を図ることとし、県立学校については、特別支援学校の未配置校の一部、市町立学校については、未配置校への新規配置や既配置校への配置時間の拡充につながるよう、措置時間数の拡充を行いたい」と回答。小学校４２２時間、中学校１１６時間を年度末までに追加措置します。また、来年度についても「国の影響をうける」としながらも、「最大限の活用ができるよう取り組んでいきたい」とし、措置時数の増加への意欲を示しました。

出産・子育てに関わる諸条件の改善

妊娠者一人でも体育補助を配置

妊娠教諭等体育実技教諭等の補助員の配置について、小学校の場合、これまでは、同時期に同一校に２人以上、または１８学級以下等の要件がありました。また、特別支援学校については、これまでは、同一校に１週間以上重なって２名以上勤務している場合という要件がありました。今交渉で、それらの要件を廃止し、学校規模にかかわらず、１人でも妊娠した方があれば、体育を担当する非常勤講師を配置するとしました。

育児短時間勤務職員と代替者の引継時間を加算

育児短時間勤務職員と、その職員の代員となる会計年度任用職員との間の引継時間は、これまでありませんでした。その時間を確保するため、会計年度任用職員の勤務時間について、わずか週１時間ですが、加算するとしました。（単数配置の養護教諭、事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員には、これまでも週２時間措置されています。）

産育休代替職員の引継期間に係る対象の拡大

産育休を取得する職員と、その代替職員の引継期間（産育休が６カ月以上の場合は、３０日など）は、これまでは代替職員が臨時的任用の場合に限られていました。今交渉で、代替職員が暫定再任用や育休任期付職員の場合であっても、臨時的任用と同様の引継期間にするとしました。

２０２５年　確定交渉
全教広島の主な要請事項と議論の概要など

■地域のまつり等の見回りなど勤務実態に見合った勤務時間管理を

土日にある地域のまつり等の見回りを、ボランティアとして職員に参加をさせるなどの実態があります。どうしても必要であれば、勤務として位置付け、勤務時間の割振りを適正におこなうことが求められます。給特法等の改正に伴って、教育委員会には改めて「業務量管理・健康確保措置計画」の策定と公表が求められていますが、このような実態を放置していてはまともな「計画」の策定は望めません。交渉団は改めて実態の調査と改善を求めました。

■学校用携帯電話が必要

学校行事や部活動などで、校外で活動している際に、緊急の連絡が必要になった時、教職員の個人の携帯電話を使わざるを得ない実態があります。広島市は各校に２台の携帯電話を配備しています。各市町の実態を調査し、全県で配備するよう求めました。

■部活動指導に関わる負担の軽減を

部活動の「地域移行」が進行する中で、10 月にスポーツ庁・文化庁が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン骨子（案）」を公表しました。12 月中に正式に通知される見込みですが、その中で都道府県の役割として「リーダーシップの発揮」や「広域的な基盤づくり」などが記載されています。交渉団は、地域間格差、家庭間格差が生じないよう、県教委がその役割を果たすことを求めました。また、「兼職兼業」を安易に進めることなく、指導員の積極的な配置など、教職員の負担軽減も求めました。県教委は「通知の内容を確認してしっかり取り組む」と回答しました。

■１００名超の辞退者

昨年度の教員採用試験で名簿登載されたにも関わらず、採用を辞退した人数は、１０８名（７２４名中、約１５％）に上ります。県教委は辞退者の数も見越して多めに採用していると言いますが、定数内臨採は１０００名を超え、臨採を配置できずに非常勤講師や校内で対応している件数は 10 月１日時点で４０件を数えます。交渉団は、臨時採用者の積極的な採用、初任研の負担軽減などとあわせ、「広島で先生になってよかった」と思える働きやすい職場づくりをすすめるよう要求しました。

■特別支援教育の条件整備を

特別支援教育に関わっては、20 時間の非常勤講師が勤務時間内に担い切れない仕事を割り振られている実態の把握、用務内容の丁寧な説明と改善を要求しました。それと同時に、特別支援学級担任が、他学年で障害も多様な子どもたちを担任し、日常的に多忙を極めていること、上記の実態は今の学校の諸矛盾の集中的な表れだ、と指摘しました。

■全国学力テスト自治体ごとの平均点公表やめよ

今の学校をしばる大きな要因の一つが悉皆による全国学力テストです。交渉団は、テストの点数を上げるための各学校の「対策」の実態を挙げながら、参加の中止、当面、自治体ごとの平均点の公表の中止を求めました。中国５県で公表しているのは広島と岡山だけです。

■「このままでは学校がもたない」

教員不足、不登校の増加、特別支援教育の負担増など、教室が子どもにとっても教職員にとっても安心の居場所になっていない実態が進行しています。「学習指導要領体制」「学力テスト体制」などを根本から見直し、少人数学級や教職員増などを進め、ゆとりのある学校づくりを取り戻さなければ、まさに「このままでは学校がもたない」状況が深刻化します。「このような実態を直視し、危機感をもって施策の見直しを」と訴えて交渉を終わりました。

「このままでは学校がもたない」実態直視し、危機感もって改善策示せ

【表①】ボーナス（期末・勤勉手当）の支給割合

一般		6月	12月	3月	小計	合計
これまで	期末手当	1.075	1.075	0.35	2.5	4.6
	勤勉手当	1.05	1.05		2.1	
今回	期末手当	1.0875	1.0875	0.35	2.525	4.65
	勤勉手当	1.0625	1.0625		2.125	

＋0.05月

再任用		6月	12月	3月	小計	合計
これまで	期末手当	0.6	0.6	0.2	1.4	2.4
	勤勉手当	0.5	0.5		1	
今回	期末手当	0.6125	0.6125	0.2	1.425	2.45
	勤勉手当	0.5125	0.5125		1.025	

＋0.05月

【表②】■各年度における地域手当及び水準調整の支給割合

	支給地域	支給割合				
		令和6年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度以後
	広島市	6.2%	7%	8%	同左	同左
	安芸郡府中町	6.2%	6%	5.5%	4.8%	4%
	上記以外の広島県内の市町	3.2%	3.7%	4%	同左	同左
	水準調整	1.3%	0.5%	0%	同左	同左
地域手当＋水準調整	広島市	7.5%	7.5%	8%	同左	同左
地域手当＋水準調整	安芸郡府中町	7.5%	6.5%	5.5%	4.8%	4%
地域手当＋水準調整	上記以外の広島県内の市町	4.5%	4.2%	4%	同左	同左

【表③】

■各年度における扶養手当の手当額

扶養親族＼年度		令和6年度	令和７年度	令和８年度以降
配偶者	行政職以外の本庁部長級職員	3,500円	（支給しない）	（支給しない）
配偶者	その他の職員	6,500円	3,000円	（支給しない）
子		10,000円	11,500円	13,000円

今交渉には、各分会・支部から７２の職場団体署名が寄せられました。署名は１１月１７日の事前折衝と２７日の最終交渉で提出しました。また、署名の「ひとこと」欄に記された各職場の切実な訴えを、折衝の場でも、最終交渉でも提示し、「学校現場を励ます施策を」と迫りました。今後も、今交渉の回答にとどまらない勤務労働条件の改善を求めていきます。